

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年11月30日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年11月30日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

欠席委員

委 員 吉 岡 清 彦

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美 和 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	日 名 子 達 也
企画財政部長	森 川 寛 子	建設産業部長	山 口 新 吾
住民福祉部長	栗 山 浩 二	健康保険部長	志 田 純 子
水道局長	田 中 一 之	教 育 次 長	山 本 昭 彦
総 務 課 長	村 田 ゆ かり		

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和3年第4回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時27分

閉 会 10時46分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開催いたします。12月7日招集の第4回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

初めに議長の挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。だいぶ朝夕は特に寒くなりましたけども、今年1年もあと1か月余りで過ぎようとしておりますけども、今年はオリンピック等もありまして良い思い出もありますけども、コロナの影響で振り回された1年じゃなかったかと思っております。今のところは長崎県もゼロの日が続いて安定をしておる中でございますけども、まだまだ緊張を忘れず、また来年は良い年になればいいなと思っております。さて、第4回定例会がまた始まるわけでございますけども、私たちもいつものように慎重に審議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いして挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、令和3年第4回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案等につきまして、町長から概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本当に日一日と寒くなってまいりますけれども、本日は大変お忙しい中、第4回定例会に係ります議会運営委員会を開催していただき誠にありがとうございます。お知らせでございますけれども、令和3年人事院勧告等に準じて関連する条例改正を予定しておりましたけれども、政府におきまして、来年6月の期末手当から減額することで調整を行うということが決まったわけでございます。総務省からは、地方公務員についても国と同様の取り扱いを基本とするよう求める通知が来ており、長崎県におきましても国と同様の措置を行うということですので、臨時会は開催されないということでございます。本町におきましても、国、県と合わせた改正を予定しております。今後も動向等を注視してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

今回の定例会では、報告が1件と議案5件を用意しております。議案内容につきましては所管部長から説明をさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

所管の方から説明を求めます。

企画財政部関係につきまして、森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案について御説明を申し

上げます。件数は2件です。まず議案第66号令和3年度長与町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてです。これは新型コロナウイルス感染症対策事業として、11月19日に閣議決定された経済対策の一つである、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る歳入歳出予算の補正で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。事業の内容としまして、児童を養育している者の年収が960万円未満で、0歳から高校3年生世代までの子どもを対象に一人当たり5万円の現金支給を行うもので、一部、年内の早急な支給が求められていることを受け、国の予備費からの支出及び補正予算案が閣議決定をされた11月26日に専決処分をさせていただきました。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億7,735万8,000円を追加し、補正後の予算総額は150億4,381万8,000円となりました。次に議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算（第9号）です。これは既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億546万3,000円を追加し、補正後の予算総額を153億4,928万1,000円とするものです。補正の主な内容としまして、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種等に係る経費、8月豪雨による災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費、長与第二中学校校舎屋上防水事業費、令和2年度各種事業費の確定に伴う過年度精算金、配置転換等による職員人件費などを計上いたしております。以上、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に健康保険部関係につきまして、志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

皆様おはようございます。健康保険部では、議案2件を上程する予定でございます。議案67号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い出産育児一時金の額を引き上げるものです。次に議案69号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億955万8,000円を追加し、補正後の予算総額を41億6,103万9,000円とするものです。主な内容としまして、療養諸費等の増額によるものです。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に教育委員会関係につきまして、山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。教育委員会は、報告14長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告が1件でございます。長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約につきまして、当初請負金額7,241万800円に232万9,800円を増額し、変更後の請負金額を7,474万600円として変更契約の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年11月15日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に水道局関係につきまして、田中水道局長。

○水道局長（田中一之君）

皆様おはようございます。水道局所管の議案につきまして御説明申し上げます。水道局所管では議案1件でございます。議案第70号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、今回の補正は収益的収入及び支出の支出において、下水道事業費用を139万3,000円増額し、補正後の費用総額を9億3,953万4,000円としております。これは、企業債の繰り上げ償還に伴う補償金の利息部分の増額計上でございます。次に資本的収入及び支出の支出において、資本的支出を2,489万6,000円増額し、補正後の支出総額を6億685万3,000円としております。これは、企業債の繰り上げ償還に伴う補償金、元金部分の増額計上でございます。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたけども、次に一般質問の通告並びに請願等につきまして説明をさせます。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。それでは、一般質問につきましては通告者11名、質問件数20件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配布のとおりでございます。請願陳情につきましては、陳情が1件、請願はありません。陳情の写しにつきましてはお手元に配布をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

続いて、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務厚生常任委員会に付託するものは議案第67号及び議案第69号。産業文教常任委員会に付託するものは議案第70号。議案第68号につきましては、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会にそれぞれ分割付託をいたします。本会議即決については議案第66号。以上、委員会の付託などにつきまして、ただいまのとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。続いて、会期日程につきまして説明をさせます。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

会期につきましては、12月7日火曜日から12月16日木曜日までの10日間で、7日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項と議案上程は提案理由の説明までとさせていただきます。その後、全員協議会。そして8日水曜日、一般質問5人、9日木曜日、一般質

問5人、10日金曜日、一般質問1人、その後、議案審議、質疑、付託または即決を予定しております。11日土曜日、12日日曜日は休会。13日月曜日、付託案件審査、14日火曜日を付託案件審査予備日、そして15日水曜日、付託案件審査予備日と委員長報告取りまとめとして、16日木曜日に委員長報告と採決、以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期日程案につきましては、ただいまの説明のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、第4回定例会の会期日程につきましては以上のとおり決定いたしました。何かその他の件についてありませんか。

ないようでございます。以上をもちまして、令和3年第4回長与町議会定例会についてを終了いたします。執行部の方、御退席をお願いします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

初めに予算決算の分割付託の詳細事項についてを議題とします。前段で申し上げますが、11月5日開催の議会運営委員会におきまして、この件につきまして協議を行い一定の結論を得ていたところでございます。なお、基準のどこに位置付けるかについては、事務局長を含めて委員長に一任をいただき協議をするということに決定しておりました。その後、局長を含めて協議を行いました結果、事務局案として別紙を配っておりますが、事務局案としてこのようにしたらどうかという案につきまして、局長をして説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。ただ、申し上げておきますが、このことについて委員長が了解して、こういうことで良いんじゃないかというようなことではありませんので、皆さん方で再度、本日協議を行い、改めて決定をさせていただきたいという趣旨でございますので、誤解無きようよろしくお願ひを申し上げたいと思います。それでは事務局からの説明を、富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

それでは、今お配りをしているペーパーでございます。まず上の四角の部分でございますけども「歳入歳出を含めた分割方式とする」という言葉と「修正動議は本会議とする」という部分につきましては、下の方にも事務局案で上げておりますが、そこに謳い込むことによって整理できるということで、事務局案は「なし」としております。この部分については、もう下で謳っているということで御理解をいただきたいと思います。それと下の四角い枠ですけども「分割付託」取り扱いの骨子（案）」ということで、左側が議運で協議された内容でございます。右側に事務局案を示しておりますけども、

一番上の枠、この部分については大村市等も参考にさせていただいて「一般会計予算決算は所管部局で区分し、所管する委員会に分割して付託する」ということで、言葉を整理してシンプルにさせていただいております。なお、左側の「完全分割付託方式」は、完全分割付託という定義が無いということと、この間の説明資料の中で、私が便宜上、長崎市の方式と大村市の方式をイメージすると「部分分割」と「完全分割」ということでの私が作った造語でございますので、「完全分割」という言葉は無い方が良いということで、「所管部局で区分し、所管する委員会に分割して付託する」ということで予算決算についてはバラバラになるということは十分、分かる文章ということで提案をさせていただいております。2つ目でございますけども、まず1段目で、一般会計予算決算は分割して付託するということが書いてあります。そして、真ん中の段に行きますけど、事務局案でございますが、分割された議案を受けた委員会はどのようにするのかということを謳っております。「委員会は付託された部分についてのみ審査し、修正は行わない」。これは委員会の立場での文言でございます。委員会は付託された部分だけを審査して、委員会は修正は行わないということをシンプルに表現をさせていただいております。そして、委員会が修正を行わないんだしたらどうするかというのが次の行です。「修正を希望する議員は本会議において修正動議を提出するものとし、当該修正案の提出は会規17-2の規定による」ということで提出の方法が現行の基準の17-2に書いてございます。「修正案は、原案に代わるべき案であるから、原案と同じような形式の整ったもので、原案に対する討論が行われる2日前までに文書で議長に提出しなければならない。ただし、追加議案を除く」。これが修正動議の出し方ということで、提出の方法をここに謳っております。3段目になりますけども「修正案の提出を受けた議長は、あらかじめ全員協議会で修正案を配布し、協議又は調整を図るものとする」と書いておりますが、これは前回、私が出席できなかったんですが、お配りをした資料の中で、長崎市にしても大村市にしても、修正が出た時点で全議員に対しての周知を図って協議をしているという部分があったので、長与町においてもその部分、議員が知らない状態で提出をされるということが無いようにということを、ここで敢えて担保として入れております。次の段ですけども「議長は委員会報告を受け、一般会計予算決算を一体として採決する」。ここは、もう1本にして採決をしますということを謳っております。そして「修正案の説明は会規42の規定による。」ということで、こちらも基準の会規42でございますけども「修正案の説明は、原案又は委員長報告に対する質疑終結後に行う」ということで、修正案の説明のタイミングをここで謳わせていただければ、この分割付託の付託から採決までの一連の流れは謳い込めているということで、提案をさせていただいております。よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。上から順次質疑を受けたいと思いますけども。上の四角で事務局案では「なし」、「なし」としておるところにつきまして、何か疑義ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

申し訳ない。前回の確認した内容がどういう形だったのか、ちょっと思い出せなくて。事務局案としては「下の文章の中に入っているから、ここは無くてもいいんです」という説明だと思うんですけど。だから、ここを入れた理由が何だったのか。そもそもは委員会条例にそれを謳っているということで、それを運営に関する基準の方に移すことで、委員会条例の部分が先々必要無くなってくるんじゃないかということで、多分最初こういうことを言われたと思うんですけども。そうであれば、下の文章の中で含まれているなら必要ないのかな。ただ、ここを最初にボンと持ってきた背景がちょっと思い出せなくて。そこが、もう一度どうだったか確認させていただければと思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

上の2つ、まず分割方式と修正動議をするかしないか決めないと下の骨子に進めなかったのので、先にこちらを決めて、その後、骨子の方に移ったという経緯になっています。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

イメージとしては両方とも運営に関する基準の中に入れていく予定だったんですよね。その文章が入って、説明文みたいな形で下の部分が出てくる中身だったのか。イメージとしてはそういうふうに捉えてよかったのか、もう一度お願いできたらと思います。

○委員長（岩永政則委員）

課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

上の部分については文章の中には入ってきません。ただ、こちらの方を先に決めていただいて、そのあとでどうするかっていうことを、下の方に書いているということです。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。別紙の骨子案につきまして順次申し上げますが、一番上の「一般会計予算決算云々」は、事務局案どおりに訂正をしていくということ。2段目については記載のとおり「委員会は付託された部分云々」に修正する。それから3段目「修正案の提出を受けた議長は、あらかじめ修正案を配布するものとする」以外は抹消です。「議長は委員会報告を受け、一般会計予算決算を一体として採決する。修正案の説明は会規42の規定による。」以上、変更をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

そのように決定をされました。

それから私、申し上げておきますが、タブレットの導入の件については、この前話し合いをしていただいたように、デモンストレーションをできるような形を、事務局を含めて町側との協議を進めていただいて、例えば12月議会の動向をタブレットに入れて、それを具体的に審議の過程にするような、試運転的なものを1回してみたらどうかということをお願いしておりましたけども、そういう方向で今後進めていくということで、この前了解いただいておりますけど。今後そういうことで事務局含めて進めていって、タブレットについては取り組みをしていきたいと考えております。これ、まだ審議途中ですから全協への報告はいたしませんので。状況報告はまだしない方がいいだろうという局長の意見もありまして、それはそうだなということで、一定の方向が出たら全協に報告して。だから、試行してみてどうなのか、まだ不明な点がありますから、そういうことで、協議だけ執行側とも進めていくようにしたいと思います。それから一人一役の見直しがありますので、その辺りも含めて今後いろいろ協議をしていきたいと思います。なお、今年度の初めに議運としての協議事項の項目を決めていただきましたので、まだ未消化の分が残っておりますので、順次皆さん方と一緒に協議をしながら進めていきたいと思っております。急いでこういうものが必要じゃないかということがあれば、議長からでも何かあれば、事務局を含めて、あるいは委員の皆さん方からこれを先にやった方がいいんじゃないかというようなことがあれば、出していただきながら進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。何かございませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

情報公開という観点から前から気になっていたんですが、会議録が、全員協議会の分が表に出ていないのが長与町議会だと思うんですね。ほかの議会では、全員協議会の会議録も公開されている所があるので、できないことはないと思うので、私は全員協議会分も秘密会以外であれば公開して大丈夫なのかなと思うんですが、ここでの協議になるのか分からないんですけど、考えていただければなと思うんですが。いかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

全員協議会の会議録につきましては、内部的には作成させていただいております。それは全員協議会で話されたこと、決定されたことを記録として残すということでございまして、全員協議会の会議録については公開しないということで、私が、もう既に来たときにはそういう引き継ぎで記録も残っているんですよ。全協は公開しないというのは、決定をされたのが残っていましたので、それで今、されていないんだらうと考えます。ただ、全員協議会は、あくまでも議会の内部調整機関でございまして内部の話を外部

に晒す必要があるかっていうところ。例えば、どこが公開されていたんですか、見てみたいと思いますけど。あまりないと思いますよ。あるとは思いますが。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

全員協議会の会議録の公開等については、事務局でもう少し検討をさせるようにいたしますのでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのようにさせていただきます。次回の12月7日の全協に報告する項目、今日の分は当然報告をいたしますが、それ以外に報告する項目だけ課長から申し上げて、それで報告内容についての確認は、時間ございませんので今まで決まったことを簡単に申し上げるということで、事務局で作成したものをもって全協で報告いたしますので、どうぞ御了解いただきたいと思いますが、項目だけ、課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

項目は「町長の諮問機関の委員に定める職務の辞退について」と「団体等の長の就任について」と、今日ありました「分割付託の細部事項について」を全員協議会で報告させていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

そういう3点について報告をするということで、御了解いただきたいと思います。

ほかにご覧いませんか。ないようでしたら、以上で本日の議会運営委員会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

（閉会 10時46分）